

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人石橋重太郎の上告趣意第一点は、憲法違反をいう点もあるがその実質は、単なる訴訟法違反の主張であり（なお、所論起訴状の記載が刑訴法二五六条六項に違反しないとした原判決の判断は正当である。）、同第二点は、事実誤認の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四一年九月八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岩	田	誠
裁判官	入	江	俊
裁判官	長	部	吾